

危険物の規制に関する 政令別表第一及び同令 別表第二の総務省令で 定める物質及び数量を 指定する省令の一部を 改正する省令の概要

危険物保安室

1 はじめに

消防庁では、危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令(平成28年総務省令第80号。以下「改正省令」という。)を、平成28年8月8日に公布しました。

本改正省令は、シアナミド及びこれを含有する製剤(シアナミド10%以下を含有するものを除く。)を、消防活動阻害物質として指定するため、危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令(平成元年自治省令第2号。以下「指定省令」という。)の一部を改正するものです。

以下、この改正省令の概要について紹介します。

2 消防活動阻害物質について

消防活動阻害物質とは、消防法(昭和23年法律第186号)第9条の3において、火災予防又は消火活動に重大な支障を生じるおそれのある物質で政令で定めるものをいい、当該物質を貯蔵し、又は取り扱う者は、あらかじめ所轄消防長又は消防署長に届け出なければならないとされています。これは、これらの物質を貯蔵し、又は取り扱う施設等に火災が発生した場合、燃焼及び消火活動に伴ってこれらの物質が爆発、あるいは有毒のガス等を発生するなど、他の通常の火災の場合には見られない特殊かつ重大な被害を生ずる危険性があるためです。

危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第303号) 第1条の10第1項第6号において、毒物及び劇物取締 法第2条第2項に規定する劇物のうち別表第2に掲げる物質が、消防活動阻害物質として届出が必要な場合の数量とともに規定されています。また、別表第2(18)には、「水又は熱を加えること等により、人体に重大な障害をもたらすガスを発生する等消火活動に重大な支障を生ずる物質で総務省令で定めるもの」と規定され、指定省令において消防活動阻害物質を指定しています。

3 消防活動阻害物質への追加

この改正を受けて、消防庁では、「火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討会(座長:田村昌三東京大学名誉教授)」において、シアナミド及びこれを含有する製剤(シアナミド10%以下を含有するものを除く。)について、消防活動阻害物質に該当するか検討を行ったところ、流通実態を考慮した上、消防法上の危険物には非該当であり、加熱されることにより人体に有害な蒸気を発生することが確認されたことから、消防活動阻害物質として指定することが適当であるとの報告が取りまとめられました。本報告を踏まえ、指定省令第2条の表中(33)に「シアナミド及びこれを含有する製剤(ただし、シアナミド10%以下を含有するものを除く。)」を加える改正を行いました(平成29年3月1日施行)。

4 おわりに

シアナミド製剤として主なものは農薬や医薬品であり、農薬や医薬品を製造する事業所での貯蔵が予想されます。今回の改正により、各消防本部等においては、シアナミド及びこれを含有する製剤(シアナミド10%以下を含有するものを除く。)を、200キログラム以上、貯蔵等する者は、新たに届出が必要となる旨を、管内事業所に周知するとともに、本物質の性質を踏まえ、消火活動に当たって留意することが必要です。

問合わせ先

消防庁危険物保安室 白石、谷口(尚) TEL: 03-5253-7524